

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）373条7項及び702条の8第1項並びに国税徴収法131条の規定に基づく配当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、請求人の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）に係る滞納都税（別紙1「滞納都税内訳書兼督促状発付日一覧」記載のとおり。以下「本件滞納都税」という。）を徴収するため、令和元年10月30日付けでした配当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

第3 請求人の主張

請求人は、以下のことから、本件処分の取消しを求めている。

- 1 請求人は、本件差押処分を不服とし、審査庁東京都知事に対し 審査請求を提起しているところ、処分庁は、その裁決にかかわらず本件処分を行っていることから、本件処分には瑕疵がある。
- 2 また、本件において、処分庁は、東京都都税条例19条に基づき、督促状を納期限後20日以内に発しなければならないにもかかわらず、これを行っていない。
- 3 さらに、請求人に送付された、本件差押処分に係る調書は、手書き

により1文字挿入された公文書であり、東京都が制定した公文書に関する条例等の規程に規定されていないものである。

4 以上のとおり、本件処分の手続きについては瑕疵があるから、本件処分は取り消されるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 3月 3日	諮問
令和2年 6月 23日	審議（第44回第1部会）
令和2年 7月 27日	審議（第45回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令の定め

(1) 法371条1項及び702条の8第1項は、納税者が納期限までに固定資産税等に係る地方団体の徴収金を完納しない場合は、徴税吏員は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないと規定している。

また、法373条1項1号及び702条の8第1項は、固定資産税等に係る滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税等に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴税吏員は、当該固定資産税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定している。

なお、上記各規定の督促状の発布期限に関する部分は、いずれも訓示規定であり、納期限後20日を経過した督促状も有効であり、督促状を発した日から起算して10日を経過した差押処分も有効であると解される（徳島地方裁判所昭和30年12月27日判決同旨・行政事件裁判例集6巻12号2887頁）。

- (2) 法373条7項及び702条の8第1項は、固定資産税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法（以下「徴収法」という。）に規定する滞納処分の例によると規定している。

本件に関連する徴収法の規定は以下のとおりである（以下、徴収法において「徴収職員」とあるものは「徴税吏員」とするほか、必要な読替えを行って表示する。）。

債権の差押えは、第三債務者に対して債権差押通知書を送達することにより行い（62条）、徴税吏員は債権を差し押さえたときは差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならないとしている（54条）。徴税吏員は差し押さえた債権の取立をすることができ（67条1項）、徴税吏員が金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る地方税を徴収したものとみなし（同条3項）、債権の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭については徴収法第5章第4節の定めるところにより配当しなければならない（128条）、配当に当たっては配当計算書を作成し、その謄本を滞納者等に発送しなければならない（131条）。

2 本件処分について

- (1) 請求人は、本件各固定資産税等について、各納期限までに完納しなかったことから、処分庁は、請求人に対し各督促状を発付したが、各督促状の発付日から10日を経過しても、本件滞納都税は完納されなかったことが認められる。
- (2) そのため、処分庁は、請求人の財産を調査した上で、差押調書により本件差押処分を決定し、債権差押通知書を作成の上、本件銀行

に交付するとともに、請求人に対して差押調書（謄本）を送付したことが認められる。

(3) そして、処分庁は、本件差押債権について取立てを行い、配当計算書（謄本）を特定記録郵便で請求人宛てに送付した（本件処分）ことが認められる。

(4) 以上によれば、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに則って適正に行われていることから、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 これに対し、請求人は、上記第 3 のことから、本件処分の違法、不当を主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに則り、適正になされていることは、上記 2 のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

なお、請求人は、請求人に送付された、本件差押処分に係る調書は、手書きにより 1 文字挿入された公文書であり、東京都が制定した公文書に関する条例等の規程に規定されていないものであり、本件処分の手続きについては瑕疵があるから、本件処分は取り消されるべきである、と主張している（第 3・3）。

しかし、東京都公文書等の管理に関する条例は、文字の挿入や削除等による公文書の訂正を禁止していないと考えられること、また、本件差押処分に係る差押調書が一字挿入により訂正されたことによって、本件差押債権の範囲や法的根拠について疑念を生じさせる余地がないことから、本件差押処分に取り消しうべき瑕疵はなく、請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、請求人が本件差押処分に対する審査請求を行っていることから、当該審査請求に対する裁決があるまで、処分庁は本件処分を行うべきではない、とも主張しているようである。

このことについて、法 19 条の 7 第 1 項は、「審査請求は、その目

的となつた処分に係る地方団体の徴収金の賦課又は徴収の続行を妨げない。ただし、その地方団体の徴収金の徴収のため差し押さえた財産（…略…）の滞納処分（…略…）による換価は、その財産の価格が著しく減少するおそれがあるとき、又は審査請求した者から別段の申出があるときを除き、その審査請求に対する裁決があるまで、することができない。」と規定している。本条の趣旨は、不服申立てによって処分が停止されないことを原則とするのは（同項本文）、不服申立てがあれば常にその後の処分が停止されるとしたのでは、行政の運営を不当に阻害するおそれがあり、またみだりに不服申立てがされる弊害が生ずるからである。しかし、執行不停止の原則による場合には、不服申立人の救済に十分でない場合が起こりうる。特に換価処分による不動産の換価等が行われるならば、後に不服申立てを容認することとなつたときに原状回復が困難になり、不服申立人の権利保護に欠けることがありうる。そこで、同項ただし書きは、執行停止をしない場合においても、差押財産の換価は原則的に禁止することとしている（地方税務研究会編「地方税法総則逐条解説」545頁参照）。

しかしながら、本件において差し押さえた財産は債権であり、債権については金銭の支払いによる事後の救済が容易であつて、現に「債権」は、徴収法第5章第3節の定めるところによりなされる換価の対象となる差押財産には該当しない（徴収法89条1項）とされている。そうすると、本件には換価に関する規定である法19条の7第1項ただし書の規定の適用はなく、本件差押処分に対する審査請求によって、東京都の徴収金である本件各固定資産税等に係る賦課又は徴収の続行を妨げられることはない。

したがって、本件差押処分に対する審査請求の裁決を待たずに本件処分を行うことは、何ら法令の定め反した措置であるということとはできないことから、請求人の主張は理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適法性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1～3 (略)